# 愛媛県外国人材雇用 • 共生推進連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 県内企業における外国人材の受入れ及び雇用を円滑に進めるとともに、 外国人材の生活環境の充実を図り、地域住民との共生を推進するため、今後増加が見込まれる労働力確保や生活に関する課題を情報共有し、その対策について協議する。

## (所掌事務)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 外国人材の受入れ・雇用・共生に係る情報収集及び共有に関すること。
  - (2) 外国人材の受入れ・雇用・共生に係る課題への対策に関すること。
  - (3) その他外国人材の受入れ・雇用・共生に必要な事項に関すること。

#### (構成)

- 第3条 協議会は、愛媛県及び別表1の団体により構成する。
  - 2 愛媛県は別表2で定める課所を構成員とする。

#### (会長)

- 第4条 協議会に、会長を置く。
  - 2 会長は、愛媛県経済労働部長の職にある者をもって充てる。
  - 3 会長は協議会を代表し、その業務を総理する。

#### (副会長)

- 第5条 協議会に、副会長を置く。
  - 2 副会長は、愛媛労働局職業安定部長及び愛媛県経済労働部産業支援局長の職にある者をもって充てる。
  - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
  - 4 会長の職務を代理する副会長の順序を次のように定める。
    - 第1順位 経済労働部産業支援局長
    - 第2順位 愛媛労働局職業安定部長

#### (協議会の運営)

- 第6条 協議会は会長が招集する。
  - 2 協議会においては、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。
  - 3 協議会は、構成団体の過半数の出席をもって成立し、協議会の議決は、出

席者の過半数をもって決する。

- 4 協議会は、必要に応じて書面等による開催とすることができる。
- 5 会長は、必要に応じ、構成団体以外の者の出席を求めることができる。

#### (事務局)

- 第7条 協議会の事務局は、産業人材課に置く。
  - 2 事務局に、事務局長及び事務局員若干名を置く。
  - 3 事務局長は、産業人材課長を充てる。

### (議事録)

第8条 協議会の議事については、議事録を作成するものとする。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、 その都度別に定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和元年5月10日から施行する。
- 2 この協議会の設置当初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、 令和3年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、令和2年4月20日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

# 別表1

区分	団体・組織		
国等	高松出入国在留管理局		
	愛媛労働局 職業安定部		
	労働基準部		
	外国人技能実習機構高松事務所松山支所		
	国際人材協力機構松山駐在事務所		
	愛媛県市長会		
市・町	愛媛県町村会		
	松山市 産業経済部		
	愛媛県商工会議所連合会		
	愛媛県商工会連合会		
	愛媛県中小企業団体中央会		
団体等	愛媛経済同友会		
	愛媛県経営者協会		
	愛媛県法人会連合会		
	日本労働組合総連合会愛媛県連合会		
	愛媛県国際交流協会		
	愛媛大学 留学生就職促進プログラム推進室		

別表 2			
	溶	課	
	観光スポーツ文化部	観光国際課	
	経済労働部	労政雇用課	
		産業人材課	